

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月14日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社友
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿六丁目25番13号フロイントビル
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 弁護士法人北浜法律事務所
【電話番号】	03-5219-5151(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 江嶋 孝二 / 同 東目 拓也 / 同 浅沼 大貴
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社友 (東京都新宿区西新宿六丁目25番13号フロイントビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社友をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、フロイント産業株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくは個人又は当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又は関連者は、「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、2025年10月14日付で、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式の全てを対象とする応募・不応募契約を締結したこと及びマジョリティ・オブ・マイノリティの下限設定を削除したことに伴い、2025年7月15日付で提出した公開買付届出書の記載事項(2025年8月6日付、2025年8月27日付及び2025年9月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及び公開買付届出書の添付書類である2025年7月15日付の公開買付開始公告(2025年8月6日付、2025年8月27日付及び2025年9月29日付で行いました「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含みます。)の一部に訂正及び追加すべき事項が生じたので、これを訂正し、本書提出日である2025年10月14日から10営業日を経過した日にあたる2025年10月28日まで本公開買付けにおける買付け等の期間を延長するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、買付け等の期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である融資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書を差し替えるものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

(3) 買付予定の株券等の数

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

11 その他買付け等の条件及び方法

(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)

(4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

特別関係者

所有株券等の数

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

半期報告書

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務めるJapan Absolute Value Fund L.P.(所有株式数(直接又は間接的に所有する株式を含む。):1,924,400株、所有割合:11.37%)(以下「JAVF」といいます。))との間で、応募契約(以下「本応募契約(JAVF)」)と申す。))を締結し、JAVFが所有する対象者株式(以下「本応募合意株式」といいます。))について本公開買付けに応募する旨を合意しました。その後、公開買付者は、2025年7月29日に、カナメ・キャピタル・エルピーから、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025年8月1日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約(JAVF)の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されました。その後、公開買付者は、2025年8月4日に牧寛之氏が提出した変更報告書において、JAVFが牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認しております。なお、本書提出日現在における牧寛之氏の所有株式数は5,164,100株(所有割合:30.50%)となります。

公開買付者は、本書提出日現在において本公開買付価格(以下に定義します。))の引き上げを予定しておらず、それを前提に、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式を対象とする応募契約を締結する方向で協議を継続しており、2025年9月29日現在においても引き続き協議中となります。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、対象者の第2位株主である伏島揺光社(所有株式数:1,648,000株、所有割合:9.73%)、対象者の第4位株主であり対象者の創業者であり現相談役及び伏島巖氏の父である伏島靖豊氏(所有株式数:1,217,900株、所有割合:7.19%)、対象者の代表取締役である伏島巖氏(所有株式数:316,028株、所有割合:1.87%)及び対象者の第7位株主であり対象者の業務提携先である株式会社大川原製作所(所有株式数:673,600株、所有割合:3.98%)(以下、伏島揺光社、伏島靖豊氏、伏島巖氏及び株式会社大川原製作所を総称して、「本応募合意株主」又は「伏島氏ら」といいます。))との間で、本応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計:3,855,528株、所有割合:22.77%。以下「本応募合意株式」といいます。))を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会(下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。))において本スクイズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。))に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しております。また、本スクイズアウト手続として行われる対象者株式の株式併合(以下「本株式併合」といいます。))の効力発生前に公開買付者の判断に応じて、公開買付者は、本応募合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引(以下に定義します。以下同じです。))を行う旨も書面で合意しております(これらの合意を総称して、以下「本応募契約」といいます。))。本応募契約の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。これにより、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主は、()下記買付予定数の下限に相当する対象者株式7,408,200株(所有割合:43.76%)以上を所有する公開買付者、()本応募合意株主(所有割合:22.77%)及び()本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(ただし、公開買付者及び本応募合意株主を除きます。))となる予定です。そして、本公開買付け成立後に実施を予定している本スクイズアウト手続及びその後の本貸株取引の解消により、()公開買付者及び()本応募合意株主のみが対象者の株主となることを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて7,408,200株(所有割合:43.76%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。))の数の合計が買付予定数の下限(7,408,200株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としているため、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,200株)以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限(7,408,200株)は、本基準株式数(16,929,628株)に係る議決権数(169,296個)に3分の2を乗じた数(112,864個)(小数点以下を切り上げしております。)より、本譲渡制限付株式のうち伏島巖氏を除く対象者取締役が所有している株式数(合計22,803株、所有割合:0.13%)に係る議決権数の合計(227個)(注4)及び本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計(38,555個)を控除した議決権数(74,082個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数以上であり、かつ、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定」のマジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たす数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主との間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されています。

(注4) 本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、2025年7月14日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、本譲渡制限付株式を割り当てられている取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には本スクイズアウト手続に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するにあたって、対象者取締役の所有する本譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除しております。

<中略>

なお、対象者が2025年7月14日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

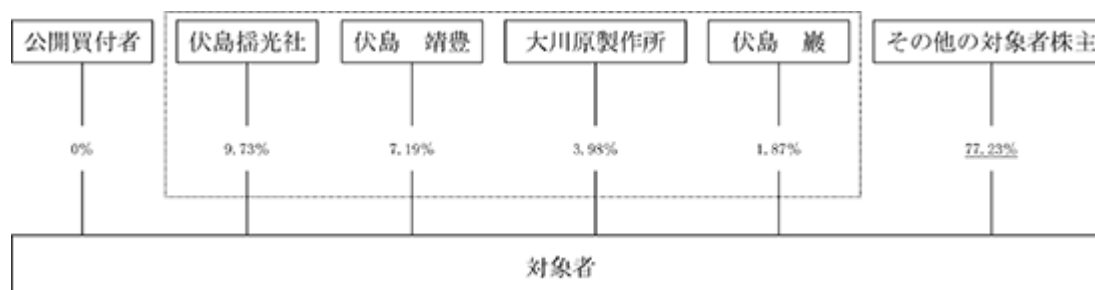
<中略>

さらに、公開買付者は、2025年9月29日、本公開買付期間を2025年10月14日まで延長し、合計61営業日とすることを決定いたしました。

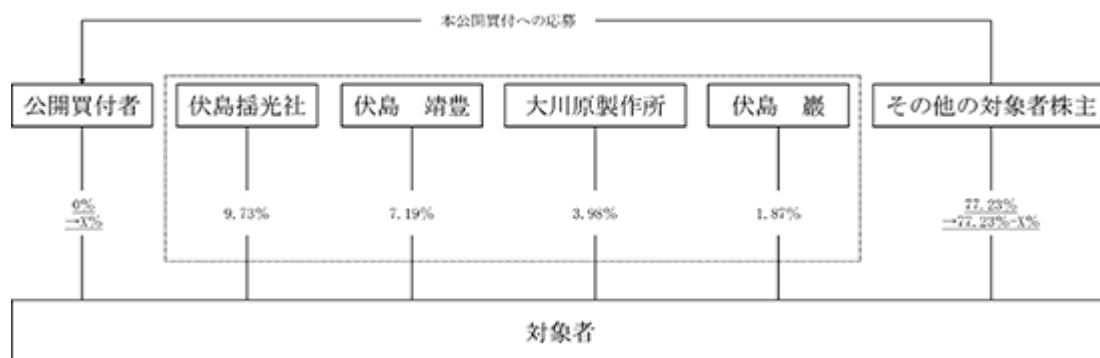
なお、本書提出日現在、公開買付者において、本公開買付価格を引き上げる予定はございません。

以下は、本取引の概要を図示したものです。

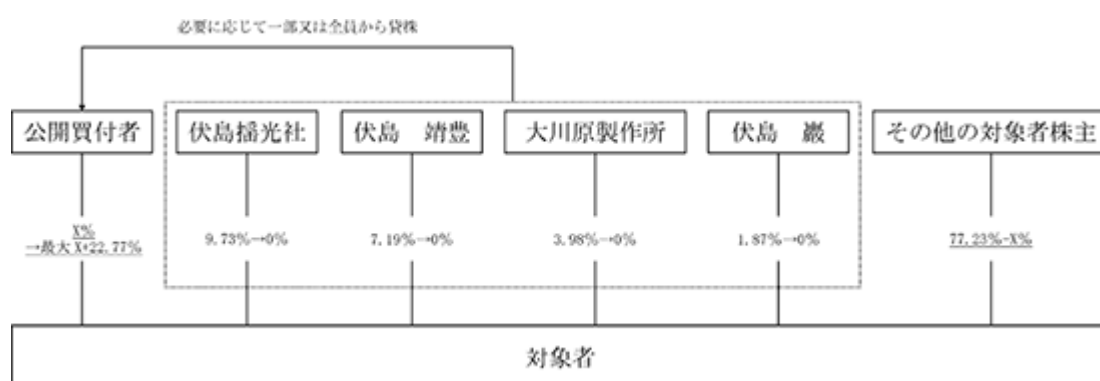
・現状



・本公開買付けの決済

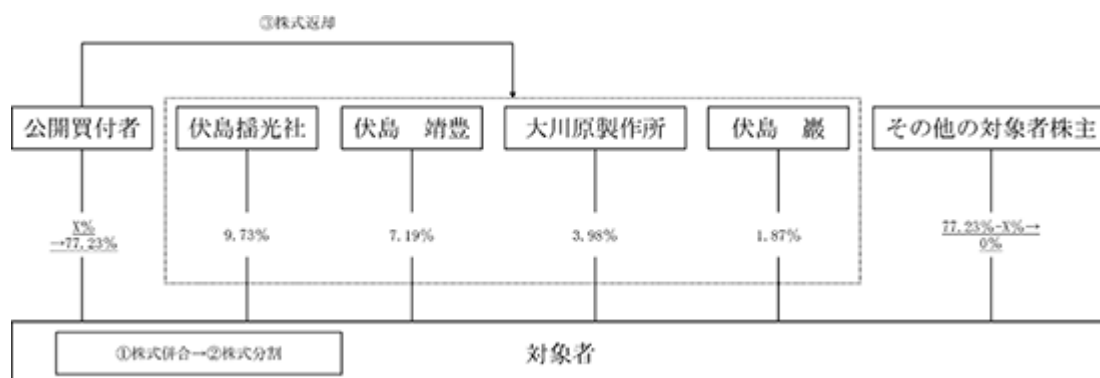


・必要に応じて、株式併合の効力発生前に本貸株取引を実施(2025年12月下旬～2026年1月上旬頃を予定)



・本スクイーズアウト手続の実施。

本貸株取引を実施していた場合、株式分割後、株式返却を実施(2025年12月下旬～2026年1月上旬頃を予定)



(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務めるJapan Absolute Value Fund L.P.(所有株式数(直接又は間接的に所有する株式を含む。):1,924,400株、所有割合:11.37%)(以下「JAVF」といいます。))との間で、応募契約(以下「本応募契約(JAVF)」)と申す。))を締結し、JAVFが所有する対象者株式(以下「本応募合意株式」といいます。))について本公開買付けに応募する旨を合意しました。その後、公開買付者は、2025年7月29日に、カナメ・キャピタル・エルピーから、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025年8月1日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約(JAVF)の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されました。その後、公開買付者は、2025年8月4日に牧寛之氏が提出した変更報告書において、JAVFが牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認しております。なお、本書提出日現在における牧寛之氏の所有株式数は5,164,100株(所有割合:30.50%)となります。

その後、公開買付者は、2025年10月14日付で、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式の全てを対象とする応募・不応募契約(以下「本応募・不応募契約(牧氏)」)と申す。))を締結いたしました。本応募・不応募契約(牧氏)の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年10月14日付で、対象者の第2位株主である伏島揺光社(所有株式数:1,648,000株、所有割合:9.73%)、対象者の第4位株主であり対象者の創業者であり現相談役及び伏島巖氏の父である伏島靖豊氏(所有株式数:1,217,900株、所有割合:7.19%)、対象者の代表取締役である伏島巖氏(所有株式数:316,028株、所有割合:1.87%)、対象者の第7位株主であり対象者の業務提携先である株式会社大川原製作所(所有株式数:673,600株、所有割合:3.98%)及び本応募・不応募契約(牧氏)を締結した牧寛之氏(所有株式数:5,164,100株、所有割合:30.50%)。なお、不応募の対象となる対象者株式数は680,387株、所有割合は4.02%)(以下、伏島揺光社、伏島靖豊氏、伏島巖氏、株式会社大川原製作所及び牧寛之氏を総称して、「本不応募合意株主」又は「伏島氏ら」といいます。))との間で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(但し、牧寛之氏については不応募の対象となる対象者株式に限りません。合計:4,535,915株、所有割合:26.79%。以下「本不応募合意株式」といいます。))を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会(下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。))において本スクイズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。))に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しております(なお、伏島靖豊氏は、2025年10月12日に逝去したため、伏島靖豊氏との間の左記合意は、伏島靖豊氏の相続人との間で行っております。以下同じです。))。

また、本スクイズアウト手続として行われる対象者株式の株式併合(以下「本株式併合」といいます。))の効力発生前に公開買付者の判断に応じて、公開買付者は、本不応募合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引(以下に定義します。以下同じです。))を行う旨も書面で合意しております(牧寛之氏を除く本不応募合意株主との間の合意を総称して、以下「本不応募契約」といい、牧寛之氏との間の合意を本応募・不応募契約(牧氏)といいます。))。本不応募契約及び本応募・不応募契約(牧氏)の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。これにより、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主は、()下記買付予定数の下限に相当する対象者株式6,727,900株(所有割合:39.74%)以上を所有する公開買付者、()本不応募合意株主(所有割合:26.79%)及び()本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(ただし、公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。))となる予定です。そして、本公開買付け成立後に実施を予定している本スクイズアウト手続及びその後の本貸株取引の解消により、()公開買付者及び()本不応募合意株主のみが対象者の株主となることを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて6,727,900株(所有割合:39.74%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。))の数の合計が買付予定数の下限(6,727,900株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としているため、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,727,900株)以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限(6,727,900株)は、本基準株式数(16,929,628株)に係る議決権数(169,296個)に3分の2を乗じた数(112,864個)(小数点以下を切り上げしております。)より、本譲渡制限付株式のうち伏島巖氏を除く対象者取締役が所有している株式数(合計22,803株、所有割合:0.13%)に係る議決権数の合計(227個)(注4)及び本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計(45,358個)を控除した議決権数(67,279個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数以上としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主との間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されています。

(注4) 本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、2025年7月14日及び2025年10月14日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、本譲渡制限付株式を割り当てられている取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には本スクイズアウト手続に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するにあたって、対象者取締役の所有する本譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除しております。

<中略>

牧寛之氏は、本公開買付けの開始以降、立花証券株式会社における信用取引により、対象者株式の市場買付けを行っていたことから、公開買付者は、牧寛之氏の代理人を通じて、牧寛之氏による対象者株式の取得理由及び保有目的の確認を行うとともに、両者の直接の協議の場を設ける等、本取引の実現については対象者の企業価値の向上のための施策実行に向けて複数回の対話を重ねて参りました。その過程で、公開買付者は、牧寛之氏が、対象者の企業価値向上の観点で、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」に記載する対象者の事業環境及び経営課題について共通の理解を示していることを確認いたしました。そのため、公開買付者は、本取引及び対象者の企業価値向上のための施策をより確実に実行する観点から、問題意識について共通の理解を有する牧寛之氏にも、対象者の株主として残っていただくことが最善であると判断するにいたしました。なお、牧寛之氏は、同氏の保有する対象者株式の一部である4,483,713株については応募の意向を示しているため、公開買付者は、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式の一部(所有株式数:4,483,713株、所有割合:26.48%)を本公開買付けに応募し、一部(所有株式数:680,387株、所有割合:4.02%)は本公開買付けに応募とする内容の本応募・不応募契約(牧氏)を締結するにいたっております。

また、本株式交換の効力発生日を目途として、公開買付者及び本不応募合意株主は、本取引の実施後の公開買付者及び対象者の運営に関する本株主間契約(以下に定義します。)を締結することを予定しておりますが、本書提出日現在において、詳細については未定です。

なお、対象者が2025年7月14日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこととす。

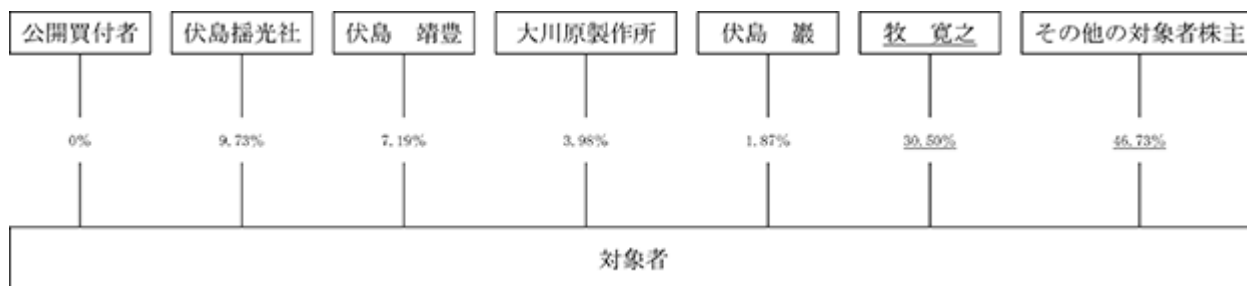
<中略>

さらに、公開買付者は、2025年9月29日、本公開買付期間を2025年10月14日まで延長し、合計61営業日とすることを決定し、2025年10月14日、本公開買付期間を2025年10月28日まで延長し、合計71営業日とすることを決定いたしました。

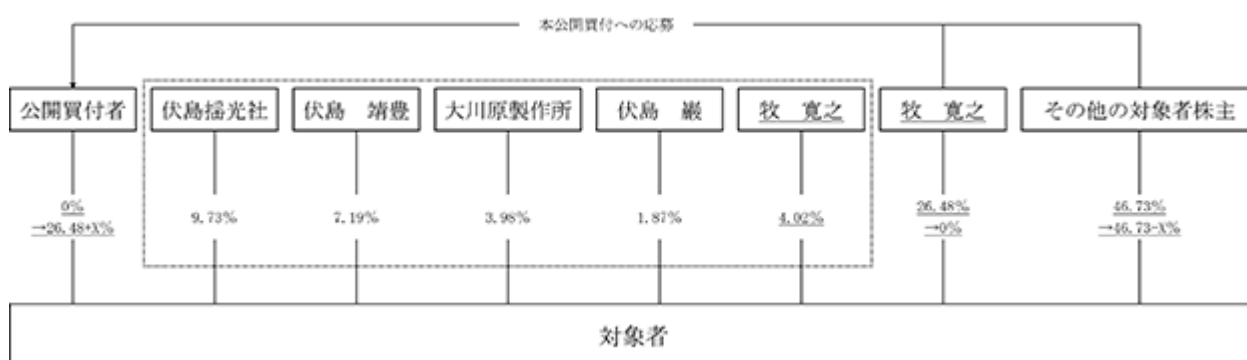
なお、本書提出日現在、公開買付者において、本公開買付価格を引き上げる予定はございません。

以下は、本取引の概要を図示したものです。

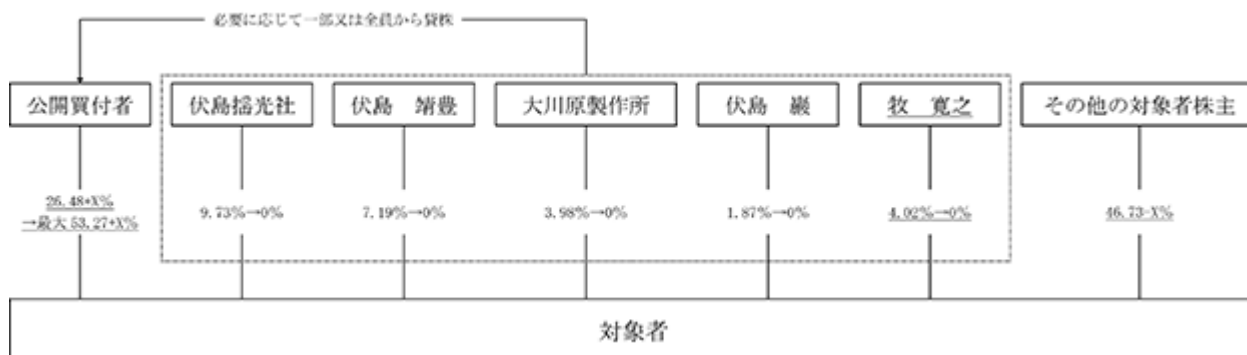
・現状



・本公開買付けの決済

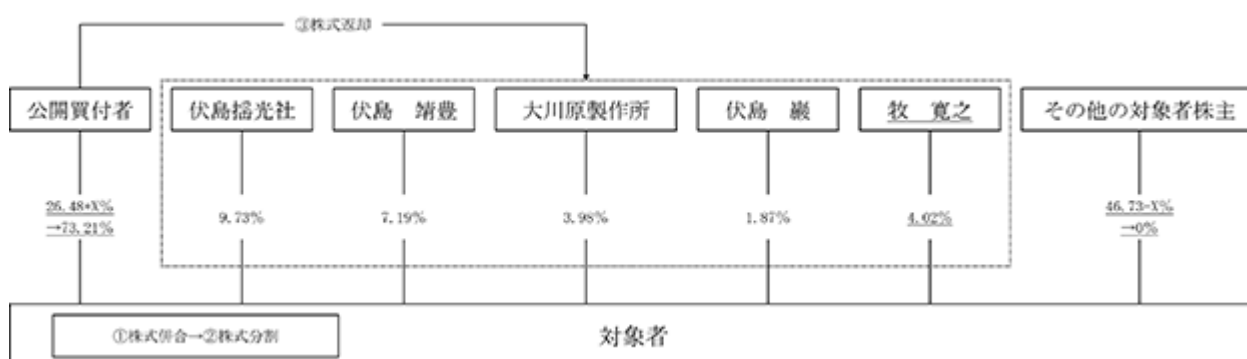


・必要に応じて、株式併合の効力発生前に本貸株取引を実施(2026年1月～2026年2月頃を予定)



・本スキーズアウト手続の実施。

本貸株取引を実施していた場合、株式分割後、株式返却を実施(2026年1月～2026年2月頃を予定)



その後、対象者は、2025年10月2日に、公開買付者より、牧寛之氏との間で本応募・不応募契約(牧氏)を締結するスキームへと変更する旨(以下「本スキーム変更」といいます。)の申し入れを受け、本特別委員会(以下に定義します。)から受領した2025年10月14日付追加答申書(以下「本追加答申書」といい、その具体的な内容については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得」をご参照ください。)を最大限に尊重しながら慎重に検討した結果、本スキーム変更は、本取引の目的の合理性・取引条件の妥当性・手続の公正性を失わせると判断すべき事情はなく、また少数株主の利益を害すると判断すべき事情もないことから、対象者は、2025年10月14日開催の対象者取締役会において、本スキーム変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様へ応募を推奨する旨の意見を維持する旨を決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年7月14日、本公開買付価格を1,085円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定しました。

なお、本書提出日現在においては、本応募契約(J A V F)は、契約解除されております。

(訂正後)

<前略>

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年7月14日、本公開買付価格を1,085円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定しました。

なお、本書提出日現在においては、本応募契約(J A V F)は、契約解除されております。

その後、公開買付者は、2025年10月14日付で、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式を対象とする本応募・不応募契約(牧氏)を締結いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(訂正前)

<前略>

以上より、対象者は2025年7月14日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役(取締役合計7名のうち、伏島巖氏を除く取締役6名)の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議したとのことです。なお、伏島巖氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、公開買付者に対して直接出資することを検討しているとのことから、本取引に関して対象者との間で利益相反関係が存在するため、特別利害関係取締役として、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

当該取締役会における決議の詳細は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

以上より、対象者は2025年7月14日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役(取締役合計7名のうち、伏島巖氏を除く取締役6名)の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議したとのことです。なお、伏島巖氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、公開買付者に対して直接出資することを検討しているとのことから、本取引に関して対象者との間で利益相反関係が存在するため、特別利害関係取締役として、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

その後、対象者は、2025年10月2日に、公開買付者より、本スキーム変更の申し入れを受け、本特別委員会から受領した本追加答申書を最大限に尊重しながら慎重に検討した結果、本スキーム変更は、本取引の目的の合理性・取引条件の妥当性・手続の公正性を失わせると判断すべき事情はなく、また少数株主の利益を害すると判断すべき事情もないことから、対象者は、2025年10月14日開催の対象者取締役会において、本スキーム変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様へ応募を推奨する旨の意見を維持する旨を決議したとのことです。

当該取締役会における決議の詳細は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。以下の記載のうち、対象者において実施した措置(以下の 乃至)については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会における独立した法律事務所からの助言

対象者における独立した検討体制の構築

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

___ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定

___ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

<後略>

(訂正後)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。以下の記載のうち、対象者において実施した措置(以下の 乃至)については、対象者から受けた説明に基づくものです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者は、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の 乃至 の措置を実施していることから、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会における独立した法律事務所からの助言

対象者における独立した検討体制の構築

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

___ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

<後略>

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

(訂正前)

公開買付者は、本不応募合意株主との間で、2025年7月14日付で本不応募契約を締結しております。本不応募契約の内容は以下のとおりです。

(ア)本公開買付けへ応募しないことに関する合意

本不応募合意株主は、本不応募合意株式について本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

(イ)対象者株式に係る議決権行使に関する合意

公開買付者は、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを目的として、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、本不応募合意株主は、本不応募合意株式に係る議決権の行使として、上記各議案に賛成することを合意しております。

(ウ)貸株に関する合意

伏島巖氏は、本株式併合の効力発生日において、公開買付者及び本不応募合意株主以外に、これらの株主がそれぞれ所有する対象者株式の数のうち最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイズアウト手続の安定性を高めるため、公開買付者の判断に応じて、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者が本不応募合意株主との間で本貸株取引を実行することを合意しております。なお、貸株料は無償とする予定です。

(訂正後)

本不応募契約

公開買付者は、本不応募合意株主(牧寛之氏を除きます。)との間で、2025年10月14日付で本不応募契約を締結しております。本不応募契約の内容は以下のとおりです。

(ア)本公開買付けへ応募しないことに関する合意

本不応募合意株主は、本不応募合意株式について本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

(イ)対象者株式に係る議決権行使に関する合意

公開買付者は、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを目的として、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、本不応募合意株主は、本不応募合意株式に係る議決権の行使として、上記各議案に賛成することを合意しております。

(ウ)貸株に関する合意

伏島巖氏は、本株式併合の効力発生日において、公開買付者及び本不応募合意株主以外に、これらの株主がそれぞれ所有する対象者株式の数のうち最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイズアウト手続の安定性を高めるため、公開買付者の判断に応じて、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者が本不応募合意株主との間で本貸株取引を実行することを合意しております。なお、貸株料は無償とする予定です。

本応募・不応募契約(牧氏)

公開買付者は、2025年10月14日付で、牧寛之氏との間で、本応募・不応募契約(牧氏)を締結し、同氏の保有する対象者株式の一部(所有株式数：4,483,713株、所有割合：26.48%)について、本公開買付けに応募し、一部(所有株式数：680,387株、所有割合：4.02%)について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

なお、当該合意において、本公開買付けへの応募対象となる対象者株式については、応募の前提条件は存在しておらず、本公開買付け価格の支払いを除き、本公開買付けに際して、牧寛之氏に付与される利益はありません。また、以下の事項を合意しております。

(ア)牧寛之氏は、本応募・不応募契約(牧氏)の締結日から、本公開買付けへの応募を除き、牧寛之氏が所有する対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付け及び本株式併合の実行を困難にするおそれのある取引及びそれらに関する合意を行わず、自ら又は第三者をして、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないとされています。

(イ)牧寛之氏は、本応募・不応募契約(牧氏)の締結日から、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。

(ウ)牧寛之氏は、本応募・不応募契約(牧氏)の締結日から、公開買付者の事前の書面による承諾なく、直接又は間接に、対象者の株式その他の有価証券の買付け、譲受けその他取得又は当該取得等に関する協議等を第三者との間で行わないものとされています。

また、不応募の対象となる対象者株式については、上記「本不応募契約」と同様の内容を合意しております。

本株主間契約(締結予定)

公開買付者及び本不応募合意株主は、本株式交換の効力発生日を目途として、公開買付者の買取請求権(コール・オプション)及び牧寛之氏による取締役指名権(1名)を含む株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)を締結することを予定しており、詳細については未定ですが、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反しない内容とする予定です。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定であり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2025年11月頃を予定しています。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定であり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2025年12月頃を予定しています。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年7月15日(火曜日)から2025年10月14日(火曜日)まで(61営業日)
公告日	2025年7月15日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年7月15日(火曜日)から2025年10月28日(火曜日)まで(71営業日)
公告日	2025年7月15日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) <前略> 以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年7月14日、本公開買付価格を1,085円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定しました。 なお、本書提出日現在においては、本応募契約(J A V F)は、契約解除されております。 <中略> (本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) <中略> 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得 <中略> 上記 乃至 及びその他の事項を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含む。)を決定することが少数株主にとって不利益か否か 本特別委員会の審議においてその対象者の少数株主に特段の悪影響を及ぼす事象は確認されておらず、上記 乃至 記載の事項等を踏まえて、本取引、すなわち、本公開買付け及びその後に予定されているスクイズアウト手続(株式併合等)が対象者の少数株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、対象者取締役会が本取引の実施を決定することは、対象者の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。 <中略> 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見 <中略> なお、伏島巖氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、公開買付者に対して直接に出資することを検討していることから、本取引に関して対象者との間で利益相反関係が存在するため、特別利害関係取締役として、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないということです。 マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定 本公開買付けにおける買付予定数の下限は、本基準株式数から、本応募合意株式3,855,528株を控除した株式数の過半数に相当する株式数(6,537,051株)以上となります。すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けは成立せず、対象者の少数株主の皆様を意思を重視した設定となっており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の条件を満たしております。 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付者は、公開買付期間を、52営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。 また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
--------------	--

(訂正後)

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) <前略> 以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年7月14日、本公開買付価格を1,085円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定しました。 なお、本書提出日現在においては、本応募契約(J A V F)は、契約解除されております。 その後、公開買付者は、2025年10月14日付で、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式を対象とする本応募・不応募契約(牧氏)を締結いたしました。 <中略> (本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) <中略> 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得 <中略> ・ 上記 乃至 及びその他の事項を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含む。)を決定することが少数株主にとって不利益か否か 本特別委員会の審議においてその他対象者の少数株主に特段の悪影響を及ぼす事象は確認されておらず、上記 乃至 記載の事項等を踏まえて、本取引、すなわち、本公開買付け及びその後に予定されているスクイズアウト手続(株式併合等)が対象者の少数株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、対象者取締役会が本取引の実施を決定することは、対象者の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。 その後、本特別委員会は、本スキーム変更を前提としても、本答申書における答申内容を維持できるかどうかについて、2025年10月10日及び10月14日の合計2回特別委員会を開催し、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、本特別委員会は、2025年10月14日、対象者取締役会に対し、大要以下を内容とする答申書(以下「本追加答申書」といいます。)を提出しているとのことです。 () 答申内容 本スキーム変更を踏まえても、本答申書の答申内容を維持できると考える。 () 答申理由 ・ 本取引の目的の合理性 本特別委員会が対象者及び伏島巖氏から受けた説明によれば、以下のとおりとのことである。 ・ 本公開買付けの公表日である2025年7月14日以降、本答申書において本特別委員会が判断の前提とした、本取引に至る背景となる対象者グループの事業環境及び経営課題に重大な変化は生じていない。 ・ 伏島巖氏は、本スキーム変更後においても、引き続き、() 高品質かつ安定的な生産体制の維持・向上、() 海外市場獲得に向けた継続的な投資の継続、() イノベーションによるソリューションの提供、() 柔軟な事業ポートフォリオ構成、() 研究開発力の強化とオープンイノベーションによる事業創出力の向上及び() 持続的成長を支える人材戦略の再設計と強化の各施策を実施していくためには、本取引を通じてマネジメント・バイアウト(MBO)の手法により対象者株式を非公開化することが、最も有効な手段であると考えており、また、牧寛之氏との協議を通じて、牧寛之氏が、本取引に至る背景となる対象者グループの事業環境、経営課題及び中長期的な企業価値の向上を図る施策に関して対象者並びに公開買付者及び伏島巖氏と認識を共通にしており、企業価値向上のための諸施策についても支援・協力する意向であることを確認できた。 ・ 本応募・不応募契約(牧氏)の締結によってしても、本公開買付け実行後に牧寛之氏が保有する対象者株式は5%を下回る水準に留まるものであること、本株主間契約においては、牧寛之氏に対し、公開買付者又は対象者に取締役1名を派遣する権利が付与される予定であるものの、牧寛之氏は、伏島巖氏が考える企業価値向上のための施策について株主として支援・協力する旨の意向を示していること等に照らせば、本スキーム変更によってしても本取引公表時に想定していた対象者の企業価値向上施策又は本取引後の経営方針に変更が生じるとは特段ないと考えられる。
--------------	---

	・これらの事情を踏まえ、公開買付者としては、牧寛之氏について、対象者の株主として引き続き対象者株式の保有を認めることが対象者の企業価値向上に資すると判断した。 以上の内容について検討すると、牧寛之氏は、本取引に至る背景となる対象者グループの事業環境、経営課題及び中長期的な企業価値の向上を図る施策に関して対象者並びに公開買付者及び伏島巖氏と認識を共通にしており、企業価値向上のための諸施策についても支援・協力する意向であるとのことであるから、牧寛之氏についても、対象者の株主として引き続き対象者株式の保有を認めることが対象者の企業価値向上に資するとする公開買付者の判断について特段不合理な点は認められない。また、牧寛之氏による対象者の経営へ関与の程度は限定的と考えられ、伏島巖氏によるMBOとしての本取引によって想定される対象者の企業価値向上の前提にも変更はないと考えられる。また、牧寛之氏は、本公開買付け開始時点では公開買付者及び対象者から完全に独立した第三者であったが、そのような牧寛之氏が、自ら対象者株式を取得した上で、その大半(5,164,100株のうち4,483,713株、割合にして約86.8%)を本公開買付けに応募しつつ、一部の株式を継続的に保有し続けることを希望したことからすれば、本取引を経た対象者の企業価値の向上について、客観的な評価が確認できたとも言える。さらに、牧寛之氏による本公開買付けへの応募は、対象者の企業価値向上に資する本取引の確度を高めるものであると評価できる。これらの諸点からすれば、本スキーム変更後においても、引き続き、本取引の目的は対象者グループの企業価値の向上に資するものと認められ、合理的と考えられる。 ・本取引の取引条件の妥当性 以下の検討内容を踏まえると、本スキーム変更は対象者の一般株主に不利益をもたらすものではないと評価することができるため、本取引の取引条件は妥当性を有するという本答申書の答申内容を変更すべき必要性は認められない。 ・本応募・不応募契約(牧氏)は、対象者株式の30.50%を保有する株主となった牧寛之氏との間で合意されたものであり、対象者の企業価値向上に資する本取引の確度を高めるものであると評価できる。 ・公開買付者によれば、本株主間契約においては、牧寛之氏が保有する対象者株式について、公開買付者がコールオプションを保有することを予定しているとのことであるが、コールオプション行使の有無及びその時期はもっぱら公開買付者がその裁量により決定可能であり、牧寛之氏が保有する対象者株式の売却金額の下限等は担保されていないとのことであるため、対象者の少数株主との関係においても公平性を害する趣旨ではないと評価できる。 ・本公開買付け開始時点では公開買付者及び対象者から完全に独立した第三者であった牧寛之氏が、自ら対象者株式を取得した上で、その大半(5,164,100株のうち4,483,713株、割合にして約86.8%)を本公開買付けに応募していることからすれば、本取引の取引条件は妥当であると評価できる。 ・本取引の手続の公正性 本取引においては、当初、本公開買付けにおける買付予定数の下限は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」の条件を充たしたものとなっており、本特別委員会は、本答申書において、かかる下限の設定が対象者の一般株主の意思を重視したものとなっていると判断した。 本スキーム変更により、公開買付者は、牧寛之氏との間で、本応募・不応募契約(牧氏)を締結し、牧寛之氏は、4,483,713株について本公開買付けに応募する旨を合意しているところ、牧寛之氏を公開買付者と重要な利害関係を共通にする株主と捉えた場合、本公開買付けの買付予定数の下限に変更はないことから、牧寛之氏が所有する対象者株式(所有株式数：5,164,100株、所有割合：30.50%)を考慮すると、本公開買付けの買付予定数の下限は、マジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たす水準を下回ることになる。
--	---

もっとも、()マジョリティ・オブ・マイノリティの条件については、令和元年6月28日付で経済産業省が公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」(公正M&A指針)において、支配株主による従属会社の買収のように買収者の保有する対象会社の株式の割合が高い場合における企業価値の向上に資するM&Aに対する阻害効果の懸念等が指摘されているところでもあり、本取引は、支配株主による従属会社の買収の事案ではないものの、本取引においても、本公開買付けの買付予定数の下限について、牧寛之氏が所有する対象者株式を除外した上でマジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たす水準までに引き上げた場合、公正・妥当な価格での一般株主による対象者株式等の売却の機会が阻害されるおそれが否定できないこととなる。

また、()本取引においては、(a)独立した特別委員会の設置及び(b)外部専門家の独立した専門的助言等の取得といった各公正性担保措置が、本追加答申書作成日時点においてもいずれも変更されておらず、引き続き有効に機能しているものと判断できるとともに、(c)公開買付期間については、本スキーム変更を踏まえて大幅に延長されており、法令に定められた最短期間を大幅に上回っている。さらに、(d)一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性といった各公正性担保措置も、本追加答申書作成日時点において、有効かつ適切に機能しているものと判断できる。したがって、マジョリティ・オブ・マイノリティの条件を設定しなくても、他の充実した公正性担保措置によってこれを補い、全体として取引条件の公正さが担保されていると評価することができる。

以上のとおり、本取引においては、公正な手続を通じた対象者の一般株主の利益に対する十分な配慮が引き続きなされており、本取引に係る手続の公正性が確保されているという本答申書の答申内容を変更すべき必要性は認められない。

上記乃至及びその他の事項を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含む。)を決定することが少数株主にとって不利益か否か及び本答申内容を変更する必要性の有無

本スキーム変更をもってしても、本取引の目的は合理性を有し、本取引の取引条件は妥当性を有し、本取引の手続は公正性が確保されていると考えられることから、本取引を行うことが、一般株主にとって不利益ではないという本答申書の答申内容を変更する必要はないと考えられる。

<中略>

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

<中略>

なお、伏島巖氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、公開買付者に対して直接に出資することを検討しているとのことから、本取引に関して対象者との間で利益相反関係が存在するため、特別利害関係取締役として、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

その後、対象者は、2025年10月14日開催の対象者取締役会において、本スキーム変更を踏まえても、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本スキーム変更は、本取引の目的の合理性・取引条件の妥当性・手続の公正性を失わせると判断すべき事情はなく、また少数株主の利益を害すると判断すべき事情もないことから、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様へ応募を推奨する旨の意見を維持する旨を決議したとのことです。

	— 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付者は、公開買付期間を、71営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。 また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,074,100(株)	7,408,200(株)	—(株)
合計	13,074,100(株)	7,408,200(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数(13,074,100株)を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数(16,929,628株)から、本不応募合意株式の数(3,855,528株)を控除した株式数です。

(訂正後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	12,393,713(株)	6,727,900(株)	—(株)
合計	12,393,713(株)	6,727,900(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,727,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,727,900株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数(12,393,713株)を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数(16,929,628株)から、本不応募合意株式の数(4,535,915株)を控除した株式数です。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	130,741
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(g)	38,555
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年2月28日現在)(個)(j)	169,061
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	77.23
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(13,074,100株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(ただし、本不応募合意株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(g)」(ただし、本不応募合意株式に係る議決権の数(38,555個)は除きます。)を分子に加算しておりません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年2月28日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年5月28日に提出した2025年2月期有価証券報告書に記載された2025年2月28日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(16,929,628株)に係る議決権数(169,296個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	123,937
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月15日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月14日現在)(個)(g)	90,196
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年2月28日現在)(個)(j)	169,061
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	73.21
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(12,393,713株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月14日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(ただし、本不応募合意株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月14日現在)(個)(g)」(ただし、本不応募合意株式に係る議決権の数(45,358個)は除きます。)を分子に加算しておりません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年2月28日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年5月28日に提出した2025年2月期有価証券報告書に記載された2025年2月28日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(16,929,628株)に係る議決権数(169,296個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	14,185,398,500
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	130,000,000
その他(円)(c)	10,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	14,325,398,500

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(13,074,100株)に、本公開買付価格(1,085円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	13,447,178,605
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	130,000,000
その他(円)(c)	10,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	13,587,178,605

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(12,393,713株)に、本公開買付価格(1,085円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:短期プライムレート 担保:無担保 (2)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:貸付人が短期金融市場等において調達可能な金利にスプレッドを加算した利率 担保:無担保 (3)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:貸付人が短期金融市場等において調達可能な金利にスプレッドを加算した利率 担保:無担保	(1)ブリッジローン 2,700,000 (2)ブリッジローン 11,200,000 (3)ブリッジローン 1,500,000
計(b)				15,400,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三井住友銀行から、15,400,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年9月29日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定であり、本書提出日現在において、その充足が困難と考えられるものはございません。上記金額には、本取引に要する資金及び本取引に付随する諸経費に充てることができる資金が含まれています。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:短期プライムレート 担保:無担保 (2)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:貸付人が短期金融市場等において調達可能な金利にスプレッドを加算した利率 担保:無担保 (3)ブリッジローン 弁済期:2026年2月27日 金利:貸付人が短期金融市場等において調達可能な金利にスプレッドを加算した利率 担保:無担保	(1)ブリッジローン 2,700,000 (2)ブリッジローン 10,500,000 (3)ブリッジローン 1,500,000
計(b)				14,700,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三井住友銀行から、14,700,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年10月14日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定であり、本書提出日現在において、その充足が困難と考えられるものはございません。上記金額には、本取引に要する資金及び本取引に付随する諸経費に充てることができる資金が含まれています。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

15,400,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(訂正後)

14,700,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年10月21日(火曜日)

(訂正後)

2025年11月5日(水曜日)

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,727,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,727,900株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2025年7月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	38,555(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	38,555	—	—
所有株券等の合計数	38,555	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式26,128株に係る議決権の数261個が含まれております。

(訂正後)

(2025年10月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	90,196(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	90,196	—	—
所有株券等の合計数	90,196	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式26,128株に係る議決権の数261個が含まれております。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(訂正前)

(2025年7月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	38,555(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	38,555	—	—
所有株券等の合計数	38,555	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式26,128株に係る議決権の数261個が含まれております。

(訂正後)

(2025年10月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	90,196(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	90,196	—	—
所有株券等の合計数	90,196	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式26,128株に係る議決権の数261個が含まれております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

<前略>

氏名又は名称	株式会社大川原製作所
住所又は所在地	静岡県榛原郡吉田町神戸1235
職業又は事業の内容	乾燥・造粒・混合・濃縮・遠心分離・粉粒体殺菌・液体殺菌・濾過・分級装置、汚泥・廃棄物処理装置の製造販売
連絡先	連絡者 弁護士 江嶋 孝二/同 東目 拓也/同 浅沼 大貴 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号サピアタワー 弁護士法人北浜法律事務所 電話番号 03-5219-5151(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(訂正後)

<前略>

氏名又は名称	株式会社大川原製作所
住所又は所在地	静岡県榛原郡吉田町神戸1235
職業又は事業の内容	乾燥・造粒・混合・濃縮・遠心分離・粉粒体殺菌・液体殺菌・濾過・分級装置、汚泥・廃棄物処理装置の製造販売
連絡先	連絡者 弁護士 江嶋 孝二/同 東目 拓也/同 浅沼 大貴 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号サピアタワー 弁護士法人北浜法律事務所 電話番号 03-5219-5151(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(2025年10月14日現在)

氏名又は名称	牧 寛之
住所又は所在地	東京都渋谷区広尾3 - 9 - 16
職業又は事業の内容	株式会社バッファロー 代表取締役
連絡先	連絡者 弁護士 山中 真人 連絡場所 東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビル 狛グローカル法律事務所 電話番号 03-6550-8833
公開買付者との関係	公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

【所有株券等の数】

(訂正前)

<前略>

株式会社大川原製作所

(2025年7月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6,736(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	6,736	—	—
所有株券等の合計数	6,736	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(訂正後)

<前略>

株式会社大川原製作所

(2025年7月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6,736(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	6,736	—	—
所有株券等の合計数	6,736	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

牧 寛之

(2025年10月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	51,641(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	51,641	—	—
所有株券等の合計数	51,641	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者は、対象者の第2位株主である伏島揺光社(所有株式数：1,648,000株、所有割合：9.73%)、対象者の第4位株主である伏島靖豊氏(所有株式数：1,217,900株、所有割合：7.19%)、伏島巖氏(所有株式数：316,028株、所有割合：1.87%)及び株式会社大川原製作所(所有株式数：673,600株、所有割合：3.98%)との間で、2025年7月14日付で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計：3,855,528株、所有割合：22.77%)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

(訂正後)

公開買付者は、対象者の第2位株主である伏島揺光社(所有株式数：1,648,000株、所有割合：9.73%)、対象者の第4位株主である伏島靖豊氏(所有株式数：1,217,900株、所有割合：7.19%)、伏島巖氏(所有株式数：316,028株、所有割合：1.87%)、株式会社大川原製作所(所有株式数：673,600株、所有割合：3.98%)及び牧寛之氏(所有株式数：5,164,100株、所有割合：30.50%)。なお、不応募の対象となる対象者株式数は680,387株、所有割合は4.02%との間で、2025年10月14日付で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(但し、牧寛之氏については不応募の対象となる対象者株式に限ります。合計：4,535,915株、所有割合：26.79%)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、2025年10月14日付で、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式の一部を本公開買付けに応募し、一部は本公開買付けに不応募とする内容の本応募・不応募契約(牧氏)を締結しております。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

(訂正前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年7月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこと。

なお、これら対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年7月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこと。

その後、対象者は、2025年10月14日開催の対象者取締役会において、本スキーム変更は、本取引の目的の合理性・取引条件の妥当性・手続の公正性を失わせると判断すべき事情はなく、また少数株主の利益を害すると判断すべき事情もないことから、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様へ応募を推奨する旨の意見を維持する旨を決議したとのこと。

なお、これら対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

公開買付者は、対象者の代表取締役である伏島巖氏(所有株式数：316,028株、所有割合：1.87%)との間で、2025年7月14日付で本不応募契約を締結しております。本不応募契約の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(訂正後)

公開買付者は、対象者の代表取締役である伏島巖氏(所有株式数：316,028株、所有割合：1.87%)との間で、2025年10月14日付で本不応募契約を締結しております。本不応募契約の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【半期報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

事業年度 第62期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日) 2025年10月10日関東財務局長に提出

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2025年10月14日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年7月15日付け「公開買付開始公告」(2025年8月6日付、2025年8月27日付及び2025年9月29日付で行いました「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含みます。)の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

公開買付者が本公開買付期間の延長を行ったことに伴い、公開買付者が三井住友銀行より取得した融資証明書に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。